「北海道海岸漂着物対策推進計画(第3次)」の概要

第1 計画策定の趣旨等

- 1 近年の海岸漂着物等をとりまく情勢
- (1) 国際的な動き
 - 近年、海洋に流出する廃プラスチック類による海洋汚染が国際的な課題
 - G20 サミット(海洋プラスチックごみ対策実施枠組み)(R1.6)

(2) 国内の動き

- 海岸漂着物処理推進法の改正(H30.6)
- 国の「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的方針」の変更(R1.5)
- 国の「プラスチック資源循環戦略」及び「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」の 策定(R1.5)

2 計画の目的及び位置づけ

- 「海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律 (平成21年)」(以下「海岸漂着物処理推進法」という。)に基づき、本道の良好な景観及び 環境保全を図るため、道内の海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とし て、都道府県が作成する地域計画として策定
- 現行の第2次計画の計画期間が令和2年度末であることから、第3次計画を策定
- 3 計画期間

令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)まで

第2 海岸漂着物に係る取組状況

- 1 海岸漂着物の回収・処理状況
 - 道内における過去5年間の回収・処理量や実施海岸数、事業費 など
 - ・ 令和元年度の全道の回収・処理量は 2,318t、事業費は 195 百万円(うち補助金 143 百万円)
- 2 円滑な回収・処理の実施に向けた取組
 - 関係機関と連携した漂流物の処理体制の構築に向けた取組
 - 木造漂着船の円滑な処理に向け、関係機関で構成する連絡会議を設置
- 3 発生抑制対策に関する取組(近年の取組)
 - 「海洋プラスチックごみ発生抑制対策調査」の結果を踏まえたプラスチックごみ削減対策
 - 十勝地域における、道、河川管理者、漁協、森林組合などによる流木の発生抑制及び利活用 の検討結果
 - 「プラスチックとの賢い付き合い方」に係る知事メッセージの発出など普及啓発や民間企業 等の取組状況 など

第3 計画の基本的な考え方

- 1 海岸漂着物等の円滑な処理
- (1)海岸管理者等の処理の責任等
 - 海岸管理者等による、海岸漂着物等の処理のための必要な措置
 - 市町村による、海岸管理者等と連携した海岸漂着物等の回収・処理
 - 道による、海岸漂着物等の回収・処理に係る関係者間の調整

(2) その他海岸漂着物等の円滑な処理

- 漂流ごみ及び海底ごみの円滑な処理の推進に向けた、国、道、市町村、漁業関係者等、関係 機関の協力による処理体制の構築及び平時からの連携強化
- 朝鮮半島からと思料される木造漂着船を含む漂着ごみの対応などに係る連携・協力体制

2 海岸漂着物等の効果的な発生抑制

- (1) 3 Rの推進による発生抑制
 - 日常生活に伴い発生するごみ等の発生抑制、特にプラスチックごみに係る発生抑制対策の促進

(2) 発生の状況及び原因に関する実態把握

- 「海洋プラスチックごみ発生抑制対策調査」の結果を踏まえ、効果的な発生抑制対策の検討 及び実施
- 海洋ごみの実態に関する情報収集など、関係者相互の情報共有や普及啓発

(3) ごみ等の適正な処理等の推進

事業活動に伴う廃棄物の排出抑制、商品の長期間使用、循環利用の推進や適正処分の確保

(4) ごみ等の投棄の防止

- 不法投棄やポイ捨て防止に向けた対策及び普及啓発や、身近なごみ等の散乱防止対策
- (5) ごみ等の水域への流出又は飛散の防止

3 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

- 道民、民間団体等の海岸漂着物対策への積極的な参加を期待
- 道は、海岸漂着物問題に関する理解促進やボランティアに関する情報提供等などにより、道 民、民間団体等の積極的な参画を促進
- 道及び市町村は、道民や民間団体等との連携に際し、公正性や透明性に配慮して施策を推進
- 民間団体等の活動の支援に向けた、各種助成制度等に関する情報提供等

第4 事業実施地域

- 1 選定の考え方
 - 毎年度の回収・処理を実施する地域は、海岸管理者・市町村等により選定
 - 実施地域は、地形や生態系等の自然的条件、経済活動等の社会的条件など、地域の実情を総合的に検討の上、選定

2 事業実施の考え方

(1)海岸漂着物等の処理

- ・ 北海道海岸漂着物対策推進地域協議会や振興局単位の地域協議会(以下「協議会等」という。) において、関係機関等の連携による回収・処理事業の実施
- 過去の調査結果や河川管理者等の取組を参考に、流木のチップ化など、リサイクルの推進

(2) 海岸漂着物等の発生抑制

- ・ パンフレット等を活用した普及啓発や環境教育の推進
- ・ 協議会等を通じた、地域関係者間による情報共有 など

第5 その他必要な事項

- 1 海洋ごみの状況把握
 - 海岸管理者等による、管理海岸における海岸漂着物等の漂着状況の把握など
 - 本計画の実施による効果を確認するため、回収・処理事業や清掃活動の実施状況の把握

2 計画の推進

・ 協議会等などを通じた、関係機関の自発的参加による計画推進